

第1号議案(その1)

教育委員会規則の改廃について

教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和59年宮城県教育委員会規則第6号)を廃止する。

令和8年2月9日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 廃止の理由

「公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)」の全部改正により、教育委員会が所管してきた公益信託に関する業務が行政庁の業務へ移行する。

このことから、教育委員会における公益信託に係る規則が不要となるため、標記規則を廃止するもの。

2 施行日

令和8年4月1日

教育委員会規則の改廃について

第1号議案(その2)

教育委員会規則の改廃について

宮城県教育委員会行政文書管理規則(平成11年宮城県教育委員会規則第22号)を廃止する。

令和8年2月9日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 廃止の理由

行政文書の管理について、知事部局が定める行政文書管理規則(平成11年宮城県規則第84号)とあわせて教育委員会でも標記規則を定めているところ、令和8年度からは公文書の管理に関する条例(令和7年宮城県条例第45号)のもと、知事部局と教育委員会等の各種委員会を含めた一元的な文書管理制度へ移行する。

新制度への移行に伴い、新たに知事部局で公文書の管理に関する条例施行規則が制定され、教育委員会でも当該規則の適用を受けられるようになるため、標記規則を廃止するもの。

2 施行日

令和8年4月1日